

区長報告第十五号

専決処分について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による昭和四十三年三月十八日港区議会議決（訴訟、和解および損害賠償額の決定に関する区長の専決処分について）に基づき、和解について令和元年十一月八日次のとおり処分したので、同法同条第二項の規定に基づき報告する。

令和元年十一月二十七日

港区長 武井雅昭

記

一件名 損害賠償請求訴訟事件に係る和解

二 当事者 原告 東京都港区南麻布五丁目二番五号

ザ・ハウス南麻布管理組合

被告 東京都港区芝公園一丁目五番二十五号

港区

被告 東京都江戸川区篠崎町三丁目十二番六号

三東運輸株式会社

被告 個人

三 事件の要旨

原告は、平成二十九年四月十七日、区のペットボトル集積所回収運搬業務を受託している東京都環境衛生事業協同組合港区支部の組合員である三東運輸株式会社所有の事業用中型貨物自動車港区南麻布五丁目二番五号に所在するマンションの地下駐車場出入口に設置されたシャッターに接触し、当該シャッターを破損した事故により発生した損害について、平成三十年六月八日、三東運輸株式会社、その従業員である個人及び区（以下「被告ら」という。）に対し、損害賠償を求める民事訴訟を東京地方裁判所に提起した。

四 和解条項

東京地方裁判所から和解の勧告があり、それを踏まえて、原告及び被告らが協議した結果、次のとおり和解した。

- (一) 被告三東運輸株式会社及び被告個人（以下「被告三東ら」という。）は、原告に対し、本件事故による損害賠償債務として、連帯して千万円の支払義務があることを認める。
- (二) 被告三東らは、原告に対し、(一)の金員を、連帯して、令和元年十二月九日限り、原告指定の預金口座に振り込む方法により支払う。なお、振込手数料は被告三東らの負担とする。
- (三) 原告は、被告三東らに対するその余の請求及び被告東京都港区に対する請求をいずれも

放棄する。

(四) 原告及び被告らは、原告と各被告との間には、本件事故に関し、本和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。

(五) 訴訟費用は各自の負担とする。